

# 兵庫県公報

平成25年12月27日 金曜日 第 2556 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	1
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	2
○ 道路の供用開始（同）	2
○ 平成19年兵庫県告示第425号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部改正（建築指導課）	2
<b>公 告</b>	
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	20
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	21
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	22
<b>企業庁公告</b>	
○ 随意契約の相手方等の公示	22
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	23
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	23
○ 漁業法に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数	24
<b>教育委員会公告</b>	
○ 入札公告	25

## 告 示

### 兵庫県告示第1411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成25年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 大庭土地改良区

#### 就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	島 田 武 夫	美方郡新温泉町戸田261番地
同	谷 田 一 成	同 郡同 町三谷653番地の1
同	井 上 恒 夫	同 郡同 町戸田364番地の2
同	井 上 恭 一	同 郡同 町戸田429番地
同	島 田 政 則	同 郡同 町戸田412番地
同	井 上 壽	同 郡同 町戸田368番地の2
同	島 田 信 治	同 郡同 町戸田401番地の3
同	田 中 泰	同 郡同 町七釜736番地
同	池 水 三 郎	同 郡同 町七釜681番地
同	大 田 昭 彦	同 郡同 町七釜689番地
同	平 田 久 一	同 郡同 町三谷434番地
同	仲 田 博 美	同 郡同 町三谷449番地
同	岡 博 幸	同 郡同 町栃谷283番地
監 事	西 村 敏 弘	同 郡同 町栃谷537番地

同 丸 谷 貞 富 同 郡同 町栢谷359番地の5

**兵庫県告示第1412号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年12月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年12月27日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成25年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫 路 上 郡 線	姫路市相野字日和田404番1から 同 市相野字日和田385番1まで	旧	9.0から 10.0まで	66.0	
		新	9.0から 13.0まで	66.0	
県道 姫 路 神 河 線	姫路市夢前町前之庄字上河原1422番2から 同 市夢前町前之庄字上河原1434番15まで	旧	9.0から 18.0まで	27.0	
		新	9.0から 18.0まで	27.0	

**兵庫県告示第1413号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、平成25年12月27日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年12月27日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成25年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 尼 崎 宝 塚 線	宝塚市小浜2丁目121番3から 同 市小浜2丁目62番3まで	旧	22.0から 22.0まで	210.0	一部 予定地
		新	22.0から 22.0まで	210.0	一部 予定地

**兵庫県告示第1414号**

平成19年兵庫県告示第425号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

平成25年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

告示文を次のように改める。

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定した。

その関係図書は、兵庫県庁及び加西市役所に備え置いて縦覧に供する。

告示文中1から104までの項を削り、次の2表を加える。

表1 (加西市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧)

名 称	区 域	予定建築物等の用途	指定年月日 (変更年月日)
甲和泉町地区	加西市和泉町字池尻、字万所、字出口、字先祖口、字西ノ山、字中屋敷、字ヲクノ谷、字泉田、字中河内、字西浦及び字宝ノ前の各一部で別図に示す区域 (別図は省略。以下同じ。)	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
乙和泉町地区	加西市和泉町字宮ノ前の全部並びに字中垣内、字宝ノ前、字岡ノ山、字鳥居元、字登り口、字出口、字中屋敷及び字西浦の各一部、野上町字ヨコ枕及び字ニシラ田の各一部並びに池上町字旅所前の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
野上町地区	加西市野上町字ニシラ田、字ヨコ枕、字大日前、字大年前、字カタギヤシキ、字大年元、字ハザマ、字ダケノ上、字影の木及び字六ノ坪の各一部並びに池上町字旅所前の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
池上町地区	加西市池上町字宮ノババ、字御宿かち、字旅所、字旅所前、字石橋、字内畑、字田畑、字薬師谷、字前田、字長尾及び字坂本の各一部、西野々町字六地藏及び字高尾の各一部並びに野上町字ニシラ田の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
山田町地区	加西市山田町字東谷、字上村中、字釜ノ口、字村西、字芝崎、字千後、字下村中、字サクラノ坪、字六反田、字広畑、字観音堂、字八ヶ田及び字西ラの各一部並びに和泉町字小宝瀬及び字若宮の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
満久町地区	加西市満久町字村前、字村東、字村内、字西ノ笠、字西僧、字峠、字サコダニ、字池尻、字大西及び字朝川の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日)
島町地区	加西市島町字屋敷田の全部並びに字土橋、字丸町、字横ヶ谷及び字大北の各一部並びに満久町字村東の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日)
西野々町地区	加西市西野々町字オノ神及び字内端の全部並びに字沢ノ堂、字高尾、字カナヤ、字六地藏、字アングアハナ、字青地及び字宮ノ後の各一部、島町字丸町の一部、池上町字宮ノババの一部並びに和泉町字西浦の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日)

馬渡谷町地区	加西市馬渡谷町字中垣内、字村下、字施筆、字山添、字東山、字下垣内、字野手、字イナバ、字据ノ元、字中谷及び字ソトワクチの各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
大工町地区	加西市大工町字中のかちの全部並びに字けこうじ口、字森ノ本、字寺ノ下、字松ノ下、字向イダ、字広畑ケ及び字ウエンダの各一部並びに馬渡谷町字施筆の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日)
同 上	加西市大工町字中のかち、字けこうじ口、字森ノ本、字松ノ下、字向イダ及び字広畑ケの各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年2月26日
鍛冶屋町地区	加西市鍛冶屋町字千尾谷及び字玉二谷池内の各一部並びに馬渡谷町字トホリの一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
同 上	加西市鍛冶屋町字千尾谷の一部で別図に示す区域	条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成23年5月31日
油谷町地区	加西市油谷町字宮ノ下、字宮田、字奥池尻、字東池流、字丸山、字大畑ケ及び字旅所の各一部並びに田谷町字高月及び字宮ノ東の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
田谷町地区	加西市田谷町字佃及び字岩ハナの全部並びに字ソノカチ、字塚原、字門ハナ、字大木ノ上、字どう田、字前田、字丁田、字上ノ山、字はそば、字森ケ内、字宮ノ東、字栗田、字柳ヶ坪、字高尾、字楽ヶ谷及び字ロクロ谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
同 上	加西市田谷町字前田、字佃及び字丁田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成23年5月31日
国正町地区	加西市国正町字上所、字下所、字西羅、字前田、字中曾根、字小屋ノ下、字折渡り、字迎所、字辻前、字切池、字乳母ヶ谷、字五助ヶ谷、字宮ノ浦、字御霊谷、字尾ノ筋及び字宮ノ前の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
同 上	加西市国正町字辻ノ前及び字乳母ヶ谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成23年5月31日
小印南町地区	加西市小印南町字峯山、字西、字西前、字前中、字前東、字アラ内、字赤坂、字上代、字本村、字石ノ脇、字前田、字林下、字大内、字向イ山、字二反田、字アシハ谷及び字落合の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日

青野町地区	加西市青野町字流尾、字中垣内及び字下垣内の全部並びに字林ノ谷、字岡、字長谷、字山ノ谷、字土手ノ内、字上垣内、字上大沢、字出口池尻、字上ノ畑、字堂ノ元、字中大沢及び字上皿地の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
同 上	加西市青野町字長谷、字中垣内、字流尾、字堂ノ元及び字上大澤の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成23年5月31日
殿原町地区	加西市殿原町字上川原、字金山辻、字井ノ元、字丁田、字倉ノ坪、字柳田、字大歳前、字上ノ垣内、字大将垣内、字鈴ヶ森、字寺ノ前、字谷、字辻井、字前田、字西市岡、字東市岡、字桃梨子、字甲田、字土ノ坪、字草ノ木及び字下川原の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
鴨谷町地区	加西市鴨谷町字中垣内、字小山、字後垣内、字前垣内、字巖島、字宮ノ下、字大木、字道々、字延引、字大日前、字清水、字塩谷、字妙売坂、字山崎及び字谷田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
同 上	加西市鴨谷町字谷田、字山崎及び字中曾根の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成21年4月7日
笹倉町地区	加西市笹倉町字フカタ、字東かいち、字西かいち、字安カハナ、字小竹生、字出口、字城ノ岡、字堂ノ上、字ハザイ、字小向、字前山、字池田、字アンノ上及び字川ノ上の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
中富町地区	加西市中富町字宮ノ元の全部並びに字大將軍、字礎辺、字西ノ下、字森ヶ坪、字平田、字前田、字落合及び字寿仙寺の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
越水町地区	加西市越水町字若宮の全部並びに字池ノ上及び字谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
北町地区	加西市北町字前畑の全部並びに字山根、字野崎、字谷田及び字鈴ヶ森の各一部、殿原町字谷の一部並びに越水町字池ノ下の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
別所町地区	加西市別所町字千貫谷、字カミ垣、字前田、字宮ノ前、字上ノ山、字茶屋ノ元、字松ノ元、字ソブソブ、字池ノ内、字西谷及び字西山の各一部、満久町字一本松の一部並びに北町字大西野及び字谷田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)

同 上	加西市別所町字千貫谷、字カミ垣、字前田、字宮ノ前、字茶屋ノ元、字ソブソブ、字池ノ内、字西谷及び字西山の各一部並びに満久町字一本松の一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年12月27日
同 上	加西市別所町字宮ノ前、字上ノ山及び字カミ垣の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成25年12月27日
上野町地区	加西市上野町字高橋、字朝垣、字村間、字池ノ下及び字野崎の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
田原町地区	加西市田原町字かまへの全部並びに字大坪、字山田、字瓦ヶ山、字森田、字河原釜、字稲荷前、字アシカ、字稲荷、字中ノ峠、字大歳、字竹ヶ鼻、字西垣内、字門田、字木原、字局、字宮ノ前、字城ヶ辻、字ぬの尻、字前、字清水、字小山田、字木ノ下、字中垣内、字天道、字よふず、字宮ノ下、字恋場、字ノギ及び字堂ノ前の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
網引町地区	加西市網引町字灰田の全部並びに字小芝、字上灰田、字王子原、字茶木之元、字堀ノ前、字中垣内、字東垣内、字針田、字才ノ木、字辻ノ外、字市場、字上垣内、字西ノ窪、字芥田屋敷、字大藪ノ後、字北畑、字北山、字宮ノ後及び字宮ノ前の各一部並びに栄町字三木道西の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
南網引町地区	加西市網引町字甚次郎山、字菰池、字鴨ヶ谷及び字糖塚の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
栄町地区	加西市栄町字高山上大道北一、字高山上大道北二、字村前、字高山上大道南一、字高山上大道南二、字五領道西、字三木道西一、字大道南、字三木道西二、字三木道北二、字三木道南一及び字赤坂下の各一部並びに網引町字北山の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
桑原田町地区	加西市桑原田町字中条垣内の全部並びに字堂ノ前、字薬師ノ元、字池ノ下、字宮ノ前、字西ノ前、字西垣内、字長畑ヶ、字池ノ内、字二宮ノ元、字北ノ畑ヶ及び字南山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日

繁陽町地区	加西市繁昌町字流、字上田、字流ウラ、字恋ノ尻及び字南惣中の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
繁昌町地区	加西市繁昌町字山ノ脇、字山脇、字北山、字川西、字柿ノ木、字小池上、字熊谷、字順礼川原、字五六、字今天神、字沢田、字中田、字川原、字東条、字大山、字中村、字大坪、字若ノ下、字ハキノ原、字オワン及び字大井の各一部並びに朝妻町字東山の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
同 上	加西市繁昌町字五郎池沢及び字沖の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成21年4月7日
同 上	加西市繁昌町字五郎池沢、字沖及び字南ノ岡の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の7の項に規定する建築物	平成21年4月7日
同 上	加西市繁昌町字南ノ岡の一部で別図に示す区域	条例別表第3の8の項に規定する建築物	平成21年4月7日
繁昌団地 自治会地区	加西市繁昌町字今天神の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
上宮木町地区	加西市上宮木町字住吉西、字上井ノ内、字居垣、字ヲイノ元、字山サノ前、字出口、字溝ノ上、字西居垣、字深町、字落ヶ池及び字帰り垣の各一部並びに下宮木町字住吉下の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
下宮木村町地区	加西市下宮木町字内屋敷、字宮ノ元、字井上西、字井上、字住吉前、字吉田、字川ノ上及び字薬師西の各一部並びに上宮木町字住吉西の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日)
下宮木町地区	加西市下宮木町字内屋敷、字宮ノ元、字井上西、字井上、字住吉前、字吉田、字川ノ上及び字薬師西の各一部並びに上宮木町字住吉西の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日)
鶉野上町地区	加西市鶉野町字段ノ内、字家塚浦、字飯森前及び字大願地の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
鶉野南町地区	加西市鶉野町字東瀬広、字西瀬広、字西大下及び字東大下の各一部、田原町字カイソウの一部並びに東笠原町字向及び字蓮垣内の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日

都染町地区	加西市都染町字北垣内、字岡垣内、字南垣内、字村前、字柿ノ下及び字谷田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
別府西町地区	加西市別府町字桃子野、字栗ノ木、字岡開地、字釜ヶ辻、字なめら、字石ヶ坪、字明神山、字馬谷、字王子山、字桃子岡、字古川及び字桃子の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
別府中町地区	加西市別府町字大林の全部並びに字池ノ方、字茶屋ヶ岡、字高瀬、字北ヶ池、字南ノ岡、字前垣内、字花ノ池尻、字大道池下、字上垣内及び字小池下の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
別府東町地区	加西市別府町字南細澤、字野ヶ池、字柿木谷、字唐図池下、字神田ヶ谷、字餅池下、字野田、字野堂、字草野、字堀切、字竹ノ元、字長畑及び字下常の各一部並びに青野町字下皿池の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
常吉町地区	加西市常吉町字西ノ山、字四木、字満ノ上、字構、字中川原、字芝崎、字前田、字小池ノ跡、字西ノ下、字山崎、字東畑、字南畑、字池ノ内、字柿格、字井ノブ、字熊谷及び字清水尻の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
朝妻町地区	加西市朝妻町字御蔵垣内、字毘沙門ノ下、字新池ノ下、字アンノ上、字落ヶ池ノ下、字大歳浦、字脇田、字清サ、字古垣内、字池ノ上、字中垣内、字池ノ内、字野手、字道ノ上、字ヲトノ、字野田、字丸山、字柄見、字竹ノ下、字家ノ下、字下井、字カヤ原、字寛詰、字南垣内、字東山、字与四郎ヶ岡、字安楽寺及び字川原の各一部、繁昌町字大柳、字百代寺及び字天神の各一部並びに山枝町字安楽寺及び字桃子野の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
同 上	加西市朝妻町字御蔵垣内、字アンノ上、字ヲトノ、字野田、字丸山、字家ノ下及び字下井の各一部、繁昌町字大柳の一部並びに山枝町字桃子野の一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年12月27日

豊倉町地区	加西市豊倉町字上村北、字北ノ後、字上村下、字上村、字三ノ谷、字池ノ下、字中村、字中村下、字下村下、字宮中、字下村、字北ノ山、字岸ノ上及び字萩原の各一部並びに鶴野町字段ノ内及び字大願寺の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
同 上	加西市豊倉町字上村下、字上村、字池ノ下、字中村、字中村下、字下村及び字萩原の各一部並びに鶴野町字段ノ内及び字大願寺の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年12月27日
玉野町地区	加西市玉野町字前垣内、字竹ヶ橋、字鍛冶屋垣内、字堂ノ前、字宮ノ谷、字天川、字西ノ岡、字西脇、字大坪、字内垣内、字柿木、字彦三、字飯盛野、字内町、字昆沙門、字堂ノ本、字岸ノ下、字堂ノ上及び字長法寺の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
山枝町地区	加西市山枝町字入道ヶ谷、字坂本、字桃子野、字小正開地、字耆丁田、字村内、字村前、字坂本、字安楽寺及び字アンノ上の各一部並びに朝妻町字野田の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
玉丘町地区	加西市玉丘町字芳ヶ端、字水塚、字宮ノ前、字宮ノ前西、字北山及び字芳ヶ端下の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
青野原町地区	加西市青野原町字草野の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
福住東町地区	加西市福住町字南垣内、字宮ノ下、字田中ノ下、字後、字カマイ、字尾居、字後ノ谷、字中長、字立石、字久保田、字柳町、字蔵丁坪、字作り上、字北垣内及び字鎌田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
福住西町地区	加西市福住町字村前、字中長及び字堀畑の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
山下西町地区	加西市山下町字峰ノ坊、字畑谷、字浦上、字中条、字寺門、字田積、字門前、字貝積及び字樽井の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
山下中町地区	加西市山下町字堂ノ端、字井ノ奥、字畑谷、字五反田、字岩ノ奥、字山中、字北所、字浦上、字高尾及び字樽井の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日

山下東町地区	加西市山下町字下条、字虫啼野、字タラ谷、字御車下、字家中、字広元、字中ノ坪、字新池尻、字流川、字池ノ首、字大ヶ岡、字堂ノ上、字御車、字紺屋垣内、字向山、字土井畑、字五反田、字池田及び字上中ノ坪の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
西横田町地区	加西市西横田町字井熊、字垣内、字上縄添、字前田、字大坪、字東浦、字西ノ前、字岡ノ辻、字向垣内、字正角、字久語、字政所目、字池田及び字下モ田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
東横田町地区	加西市東横田町字堂ノ鼻、字藪下、字垣内、字北山、字宮東、字宮ノ前、字西池ノ下、字長坂及び字長ヲサの各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
鎮岩町地区	加西市鎮岩町字田中、字中代、字東前、字加庄庵、字ハサコ、字西ノ岡、字堂ノ西、字弁才天、字塩山、字下モ代、字町寄口、字東ラ、字コブチ、字大道及び字風呂ノ浦の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
同 上	加西市鎮岩町字宿ノ前及び字古鎮岩の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成25年2月26日
岸呂町地区	加西市岸呂町字池ノ尻、字柳ノ内、字福田、字寺垣内及び字宮西の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
東長町地区	加西市東長町字村前、字助友、字村下、字井ノ部及び字分ノ町の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
西長町地区	加西市西長町字牛谷、字小谷口、字南ノ垣、字西ノ垣、字北ノ垣、字東ノ垣、字藪下、字村下、字五反田、字岡ノ前、字岡島、字二反田、字天田、字川原及び字川原中の各一部並びに東長町字繁野山の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
東剣坂町地区	加西市東剣坂町字村中、字経尾、字上ノ馬場、字寺崎、字小谷口、字河高、字矢倉、字下ノ馬場、字沢、字上ノ大道及び字大坪の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
同 上	加西市東剣坂町字上代の一部で別図に示す区域	条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成24年6月26日

西剣坂町地区	加西市西剣坂町字狐谷、字城ヶ奥、字油ヶ谷、字西上ノ山、字尾前奥山、字広畑ヶ、字サツ高、字山根、字松本、字千原、字村中、字町田、字深田、字河高及び字小谷口の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
中山町地区	加西市中山町字宮ノ下、字梨谷、字溝田ノ上、字西垣内、字東垣内、字池ノ谷、字大將軍及び字本谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
大柳町地区	加西市大柳町字石ノ本、字千切谷、字泥口、字下垣内、字赤坂、字小久語、字中垣内、字中山口及び字梨谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
王子町地区	加西市王子町字小池ノ谷、字小峠、字戒池ノ下、字野田、字野中、字北角、字垣内及び字宮ノ前の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
戸田井町地区	加西市戸田井町字川ノ上、字村西、字栗田、字薬師前、字竹ノ下、字南カイチ及び字村東の各一部並びに両月町字郡長の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
両月町地区	加西市両月町字平林、字大ヶ池尻、字村前、字高町、字郡長、字村ノ内及び字宮本の各一部並びに戸田井町字村西の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
大村町地区	加西市大村町字越前、字六ノ坪、字首ノ下、字西垣内、字宮ノ前、字宮ノ後、字池ノ下、字堂山、字上ノ山、字瀧ノ方及び字大池の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
同 上	加西市大村町字下平田の一部で別図に示す区域	条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成21年4月7日
尾崎町地区	加西市尾崎町字後山添及び字西ラ畑の全部並びに字山ノ間、字西ノ脇、字京十万、字蒸セノ山、字タイシヤク谷、字飯盛、字野池、字西ノ岡及び字加門ヶ下の各一部、中西町字サノキ谷及び字広野の各一部、大村町字越前、字加門ヶ下、字六ノ坪、字京十万及び字堂山の各一部並びに段下町字東野、字奥山及び字戸中の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)

同 上	加西市尾崎町字西ラ畑、字山ノ間、字西ノ脇、字蒸セノ山、字タイシヤク谷及び字西ノ岡の各一部並びに大村町字越前、字加門ケ下、字六ノ坪及び字京十萬の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年12月27日
段下町地区	加西市段下町字宮垣内の全部並びに字宮ノ上、字後口代、字池ノ内、字戸中、字庄司ヶ谷、字中ノ垣内及び字中曾根の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
中西南町地区	加西市中西町字垣内、字サノキ谷及び字谷口の各一部並びに大村町字加門ケ下の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
中西北町地区	加西市中西町字上ノ岡、字岡、字堂ヶ谷及び字オノ神の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
琵琶甲町地区	加西市琵琶甲町字堂ノ前、字西谷、字東谷、字北垣内、字宮ノ前及び字垣内の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
新生町地区	加西市新生町の全部及び琵琶甲町字広野の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
野条町地区	加西市野条町字中ノ庄の全部並びに字上西谷、字西谷、字中尾、字高町、字中ノ下、字上南谷、字藪敷、字北ノ端及び字南茨谷の各一部並びに琵琶甲町字広野及び字東谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
牛居町地区	加西市牛居町字池ノ後、字松ノ内、字鳥バミ、字藪下、字下平ノ沢、字殿垣内、字赤坂、字権兵衛野及び字普代ノ垣内の各一部並びに琵琶甲町字堂ノ前的一部分で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
上野田町地区	加西市野田町字後山、字アン林、字岡本、字田中ノ内、字溝向及び字野田代の各一部並びに西笠原町字大谷の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
東野田町地区	加西市野田町字堀ノ内の全部並びに字田中ノ内、字岡本、字溝向、字三辻、字鳥居本、字道下、字森井及び字六ヶ坪の各一部並びに西笠原町字北ノ谷及び字上戸の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
東笠原町地区	加西市東笠原町字才ノ神、字下河原、字上沢、字下沢、字川田、字沖、字中溝及び字向の各一部並びに西笠原町字クゴの一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日

西笠原町地区	加西市西笠原町字北ノ谷、字大谷、字六蔵、字前垣内、字藪ノ上、字山本、字野垣内、字上西、字永長、字奥垣内、字クゴ及び字上戸の各一部、野田町字志ボラ及び字アン林の各一部並びに東笠原町字オノ神及び字前の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
同 上	加西市西笠原町字大谷、字前垣内、字藪ノ上、字山本及び字クゴの各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年12月27日
三口町地区	加西市三口町字善坊、字市場、字上ノ山、字北山、字西所、字西角、字村中、字大坪、字東野、字村前、字イナバ及び字稲所の各一部、坂本町字北山及び字西角の各一部並びに西笠原町字大谷及び字六蔵の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年12月27日)
同 上	加西市三口町字善坊、字市場、字上ノ山、字北山、字西所、字西角、字東野、字村前、字イナバ及び字稲所の各一部、坂本町字北山の一部並びに西笠原町字六蔵の一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年12月27日
坂本町地区	加西市坂本町字上ノカチ、字西ノカチ、字東ノカチ、字二ツ池ノ下、字大谷口、字赤坂、字馬場先、字中ノ坪、字セツホク、字北山、字猫尾、字西ノ沢及び字出口の各一部並びに三口町字北山の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日)
倉谷町地区	加西市倉谷町字中屋敷、字永長、字下苗代、字神小垣内、字北ノ川、字湯出ノ坪、字渋田、字芋畦及び字焼野の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
千ノ沢町地区	加西市倉谷町字油田坪、字東ノ谷、字戸井町坪、字宮ノ東、字八分、字筒ケ池ノ内及び字裏山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
北条町小谷地区	加西市北条町小谷字下鴻谷、字東垣内、字四反田、字下垣内、字上垣内、字柘田、字中溝及び字城山の各一部並びに北条町北条字堀池の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
北条町栗田地区	加西市北条町栗田字奥谷、字下岡、字西法寺、字小泉及び字前田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日

北条町 東高室地区	加西市北条町東高室字宮ノ本、字西ノ出口、字海道林、字五代田、字大新田、字コブチ、字西中野、字皿池、字古鎮岩、字東中野、字中野、字四ツ池、字大沢、字東代、字京尾、字向林及び字大谷の各一部、段下町字戸中の一部並びに鎮岩町字コブチの一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日)
同 上	加西市北条町東高室字大新田、字皿池、字東中野、字中野、字四ツ池、字東代、字京尾及び字大谷の各一部、段下町字戸中の一部並びに鎮岩町字コブチの一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年2月26日
北条町 西高室地区	加西市北条町西高室字村中、字清水田、字大溝、字薬師谷、字木下、字村下、字皿池及び字馬場の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
北条町 東南地区	加西市北条町東南字一ノ宮及び字村内の各一部並びに北条町西南字菊ヶ谷及び字谷田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
北条町 西南地区	加西市北条町西南字西下池尻、字東垣内、字東奥谷、字菊ヶ谷及び字谷田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
北条町 黒駒地区	加西市北条町黒駒字向山、字菊ヶ谷、字打乗、字住吉前、字寺前及び字中野の各一部並びに市村町字狭間の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
女鹿山 自治区地区	加西市北条町黒駒字女鹿山、字東女鹿山及び字宮前の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
谷町地区	加西市谷町字油谷、字塚ノ坪、字岩井、字西垣内、字岡田、字宝ノ前及び字ヲタの各一部並びに北条町小谷字内畑、字堂ノ前、字財ノ元、字中溝及び字古市場の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
西谷東町地区	加西市西谷町字上渡り、字北渡り、字西渡り、字渡り、字天神谷、字生姜谷、字葉ノ木、字上葉ノ木及び字カツラ谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
西谷西町地区	加西市西谷町字千軒寺、字観音谷、字東観音、字行安谷、字上渡り、字西渡り及び字椎野の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日

畑町地区	加西市畑町字山ヶ谷、字梶ヶ谷、字貝間、字今善寺、字老ノ前、字佐無伊、字上山、字馬場、字中芝、字網ヶ谷、字柳ノ元、字井ノ上、字風目、字大崎、字乗末、字鳥居元、字門田、字片山、字千軒寺、字土師縄手、字大池ノ下、字内垣内、字ニタス、字中溝、字盆野、字居垣内、字法花谷及び字箸谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
芝自治区地区	加西市畑町字東入角、字太葉谷及び字中芝の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
窪田町地区	加西市窪田町字平林、字沖田、字門ノ下、字桑原、字中向、字上向、字堂ノ越、字大井、字田中、字中ノ谷及び字境垣内の各一部、吸谷町字石畑及び字金木馬の各一部並びに西上野町字平林及び字西村中の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
吸谷町地区	加西市吸谷町字坂ノ脇、字高蔵山、字堂ノ上、字中ノ口、字藤谷、字馬場ノ下、字観音垣内及び字的場山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
西上野町地区	加西市西上野町字西村中、字八反田、字東村中、字上平田及び字中平田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
同 上	加西市西上野町字平林及び字西村中の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成24年6月26日
市村町地区	加西市市村町字西垣内の全部並びに字西ノ樋、字北ノ下、字北ノ上、字大歳前、字堂田、字谷ヶ坂、字岡ノ上、字栗山及び字女鹿田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日)
同 上	加西市市村町字西垣内、字西ノ樋、字北ノ下、字堂田及び字女鹿田の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年2月26日
坂元町地区	加西市坂元町字節達、字西宅地、字東宅地、字蓮町、字井ノ上、字向山、字南宅地、字神田、字丸山、字山根、字久斗谷、字壺反條、字狭間、字内町、字瓜家、字柳坪及び字舞台の各一部、市村町字上森竹、字壺反條、字下森竹、字大下、字狭間及び字片山の各一部並びに福居町字馬橋の一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日 (平成25年2月26日)

同 上	加西市市村町字上森竹、字壱反條、字下森竹、字大下、字狭間及び字片山の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の4の項に規定する建築物	平成25年2月26日
福居町地区	加西市福居町字小西谷、字岩井、字奥ノ谷、字寺前、字上ノ山下、字首通り、字福居、字上中田、字奥ノ谷、字高宮、字下中田、字西野谷、字上狭間、字狭間、字久斗谷及び字荒掘りの各一部並びに坂元町字宮ノ西及び字久斗谷の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
谷口町地区	加西市谷口町字村中の全部並びに字西ノガワ、字崖島、字谷畑、字西ノ下、字井ノ坪、字石坪、字上後口、字後口及び字カタガリの各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
吉野町地区	加西市吉野町字下垣内、字三反田、字前垣内、字野垣内、字無現山及び字作垣内の各一部、山下町字新池尻の一部並びに福居町字下り松、字野添及び字馬橋の各一部で別図に示す区域	条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成19年4月3日
鶴野中町地区	加西市下宮木町字小西及び字大歳西の各一部、鶴野町字東上沢の一部並びに中野町字上山の一部で別図に示す区域	条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成21年4月7日 (平成25年2月26日)

表2 (加西市における条例第7条第3号に規定する特別指定区域一覧)

名 称	区 域	予定建築物等の用途	指定年月日 (変更年月日)
殿原町地区	加西市殿原町字辻井、字なごめ及び字五反田の各一部、越水町字辻井の一部並びに中富町字磯辺、字西堤及び字西ノ下の各一部で別図に示す区域 (別図は省略。以下同じ。)	(中国道加西インター北部産業施設集積区域) 1 工場その他これに類するもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ぬ)項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。) 2 店舗、飲食店その他これらに類するもの(建築基準法別表第2(は)項第5号に規定する建築物に限る。) 3 事務所その他これに類するもの(暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第6号に規定する暴力団事務所等(以下「暴力団事務所等」という。)を除く。)	平成25年12月27日

		<p>4 自動車車庫</p> <p>5 倉庫</p> <p>6 研究所その他これに類するもの</p> <p>7 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>8 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域振興のために特に必要があると認めるもの（予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会が必要と認めるものに限る。）</p>	
豊倉町地区	加西市豊倉町字山ノ谷及び字飯森の各一部、玉野町字飯森野の一部並びに中西町字広野の一部で別図に示す区域	<p>（県道玉野倉谷線沿道商業・サービス施設集積区域）</p> <p>1 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>2 診療所</p> <p>3 ホテル又は旅館（専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設であると市長が認めるもの及び加西市モーテル類似施設の建築の規制に関する条例（昭和57年加西市条例第20号）第3条第1項に規定する市長の同意を得られないものを除く。）</p> <p>4 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）項第5号に規定する建築物に限る。）</p> <p>5 市内生産品の売場（その床面積の合計が延べ面積の20分の1以上又は50㎡以上のもの）を常時設置する物品販売業を営む店舗又は飲食店（地域振興に資すると市長が認めるものに限る。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下のもの</p>	平成25年12月27日

		<p>6 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域振興のために特に必要があると認めるもの（予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会が必要と認めるものに限る。）</p> <p>（県道玉野倉谷線沿道流通業施設集積区域）</p> <p>1 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（ぬ）項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）</p> <p>2 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）項第5号に規定する建築物に限る。）</p> <p>3 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。）</p> <p>4 自動車車庫</p> <p>5 倉庫</p> <p>6 研究所その他これに類するもの</p> <p>7 一般貨物自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>8 市長が、市民の雇用及び就業の機会の創出に資する事業所で、その周辺の地域における環境の保全上支障がなく、かつ、地域振興のために特に必要があると認めるもの（予定建築物の敷地境界線から100m以内の距離にある自治会が必要と認めるものに限る。）</p>	
<p>西笠原町地区</p>	<p>加西市西笠原町字大谷の一部及び野田町字アン林の一部で別図に示す区域</p>	<p>（西笠原グリーンタウン区域）</p> <p>1 一戸建ての住宅</p> <p>2 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類</p>	<p>平成25年12月27日</p>

		<p>する用途を兼ねるもののうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの（兼用できる用途は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3各号に規定するもの（暴力団事務所等を除く。）又は診療所に限る。）</p> <p>3 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>4 学校、図書館その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（い）項第4号に規定する建築物に限る。）</p> <p>5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>6 診療所</p> <p>7 店舗、飲食店その他これらに類するもの（建築基準法別表第2（は）項第5号に規定する建築物に限る。）</p> <p>8 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。）</p> <p>9 公民館、集会所その他これらに類するもの（周辺地域の住民を対象とするものに限る。）</p> <p>10 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項若しくは第2項の規定による認定を受けるもの又は同条第3項の規定による公示がなされるものに限る。）</p>	
--	--	---	--

附 則

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定（平成21年兵庫県告示第451号）
- (2) 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定（平成23年兵庫県告示第616号）
- (3) 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定（平成24年兵庫県告示第856号）
- (4) 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定（平成25年兵庫県告示第288号）
- (5) 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定の変更（平成25年兵庫県告示第289号）

**海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び同条第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成26年1月1日から次のとおり変更する。

平成25年12月27日

兵庫県知事 井戸 敏 三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海とに面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ・かき等の養殖業とが営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごの生産量の変動に大きく左右されるもののおおむね4万トン前後で推移しているが、かれい類、あなご類、えび類が減少している。

冬季風浪が厳しく浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、べにずわいがにかご漁業等の沖合漁業を中心として、10トン未満の小型船によるいかつりや定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は1万7千トン前後で推移していたが、平成21、22年は1万4千トンを下回った。一時は300トンまで減少していたずわいがにの生産量が1,000トン台を維持するようになり、べにずわいがにも横ばい傾向であるものの、漁獲量は総じて減少傾向にあり、はたはたやすめいかが減少している。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方策に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成25年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成25年1月から平成25年12月まで	若干
まいわし	平成25年1月から平成25年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成25年7月から平成26年6月まで	若干
するめいか	平成25年1月から平成25年12月まで	若干

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成26年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成26年1月から平成26年12月まで	若干
まいわし	平成26年1月から平成26年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成26年7月から平成27年6月まで	(注釈)
するめいか	平成26年1月から平成26年12月まで	若干

(注釈) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

- (2) するめいかが関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いかつり漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

- (3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

- 4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項  
第2種特定海洋生物資源の平成26年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚 種	採捕の種類	海 域	管理の対象となる期間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成26年5月6日から 平成26年6月15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	平成26年4月20日から 平成26年6月15日まで	3,140

- 5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

- 6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

- (2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。

- (3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。

- (4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成25年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ホームプラザナフコ三木店  
所在地 三木市大村一丁目8-15ほか
- 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ナフコ  
住所 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号  
代表者の氏名 深 町 勝 義

3 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

330台

イ 変更後

242台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

出入口 8 箇所

イ 変更後

出入口 6 箇所

4 変更年月日

(1) 駐車場の位置及び収容台数

平成26年 7 月 29 日

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

平成26年 7 月 29 日

5 届出年月日

平成25年11月28日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年12月27日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年4月28日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町富永字南野神451番 1、452番 1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市龍野町富永88番地

島 津 仁

3 許可年月日及び許可番号

平成25年 9 月 6 日

兵庫県指令西播（光土）（建）第 1 -18号（25たつの）

企 業 庁 公 告

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成25年12月27日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 荒 木 一 聡

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
神谷ダム太陽光発電施設設置工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁姫路利水事務所 姫路市船津町字平田4552番地1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年12月12日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
三和電気土木工事・ノバック特別共同企業体 大阪市北区南森町1丁目4番19号
- 5 随意契約に係る契約金額  
2,052,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 企画提案競技の公告をした日  
平成25年6月25日
- 8 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(j)による。

選 挙 委 員 会 告 示

兵庫県選挙管理委員会告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成25年12月27日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 90,938

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 668,358



兵庫県選挙管理委員会告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成25年12月27日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

(選 挙 区 名) (選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数)

神戸市東灘区	56,228
神戸市灘区	35,055
神戸市中央区	33,669
神戸市兵庫区	30,087

神戸市北区	61,195
神戸市長田区	27,130
神戸市須磨区	45,432
神戸市垂水区	61,065
神戸市西区	66,243
姫路市	138,059
尼崎市	126,775
明石市	79,723
西宮市	127,476
洲本市	13,031
芦屋市	26,225
伊丹市	53,251
相生市	8,571
豊岡市	23,480
加古川市	72,365
たつの市及び揖保郡	30,578
赤穂市及び赤穂郡	18,249
西脇市及び多可郡	17,798
宝塚市	62,436
三木市	22,060
高砂市	25,280
川西市及び川辺郡	52,055
小野市	13,138
三田市	30,491
加西市	12,640
篠山市	12,033
養父市	7,215
丹波市	18,459
南あわじ市	13,869
朝来市	8,986
淡路市	13,164
宍粟市	11,325
加東市	10,637
加古郡	17,854
神崎郡	12,256
佐用郡	5,352
美方郡	9,975

~~~~~

**兵庫県選挙管理委員会告示第107号**

漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第2項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成25年12月27日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武田 丈 蔵

兵庫県瀬戸内海海区

2,363

但馬海区

284

教 育 委 員 会 公 告

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年12月27日

契約担当者

兵庫県教育長 高井芳朗

**1 調達内容****(1) 調達する物品等の名称及び数量**

兵庫県立歴史博物館ほか5施設で使用する電気 予定数量3,737,154キロワット時/年

**(2) 調達案件の仕様等**

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

**(3) 履行期間**

平成26年4月1日(火)から平成27年3月31日(火)まで

**(4) 履行場所**

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

**(5) 入札方法**

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 一般競争入札参加資格**

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

**(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。**

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局管理課 電話(078)341-7711 内線4938

**(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。****(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。****(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。****(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。****(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。**

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話(078)341-7711 内線3358

**3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所****(1) 交付期間**

平成25年12月27日(金)から平成26年1月20日(月)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

**(2) 交付場所**

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県教育委員会事務局社会教育課 担当 木原

電話(078)341-7711 内線5758

**4 入札参加申込書及び入札書の提出期間****(1) 入札参加申込書の提出期間**

平成26年1月6日(月)から平成26年1月20日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

## (2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記 3 (2) に同じ。

## (3) 開札の日時及び場所

日時 平成26年 2月 7日 (金) 午前10時から

場所 兵庫県教育委員会事務局社会教育課内 (神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号)

## (4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成26年 2月 6日 (木) 午後 5時までに前記 3 (2) の場所に必着のこと。

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額 (入札書記載金額の100分の105。以下同じ。) の100分の 5以上の額の入札保証金を平成26年 2月 5日 (水) 午後 5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国 (公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき (入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の 5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。)

## (3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去 2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

## (4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記 2 (1)、(5) 及び(6) に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成26年 1月20日 (月) 午後 5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金 (入札保証金に代わる担保の提供を含む。) が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

- (イ) 初度の入札において、前記 4 (4) 及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4 (4) 又はウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者
- コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Yoshirou Takai, Superintendent of Education, Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 3,737,154 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2014 through March 31, 2015

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 February 6, 2014 by direct delivery

17:00 February 6, 2014 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Miss. Kihara, Social Education Division, Hyogo Prefectural Board of Education

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 Ext. 5758